

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

11 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	配水課維持管理用倉庫外 柵補修その他緊急工事	防球ネット フェンス工 事	大阪市北区 大淀北1-6 -15 他	有限会社井上工 業 代表取締役 井上 利文	3,188,160	平成30年11月13日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第5 号	K8	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

配水課維持管理用倉庫外柵補修その他緊急工事

2 契約の相手方

有限会社 井上工業

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日の午後に近畿地方へ上陸した台風 21 号による暴風(大阪市で最大瞬間風速 47.2m/s)により配水課維持管理用倉庫の外柵(フェンス)材等が一部倒壊したため周辺の歩道が一時通行できない状態となっていた。

このため、通行に支障とならないよう一部倒壊した外柵を敷地内に仮置きし、ロープ等で立ち入り禁止措置を施したが、敷地内に容易に侵入できる状態であり、適切な管理ができていないとはいえない。加えて、外柵材等の一部が倒壊した状態では、外柵全体の本来の性能が低下していることから、今後強風や突風を受けた場合、さらに残る外柵材等が倒壊し敷地周囲の歩行者や通行車輛、時間貸しモータープールに被害を及ぼす恐れがある

また、同台風の影響により、北部水道センターでは、南東側隣地境界部の外柵の目隠しパネルが隣地や道路に飛散し、水道記念館では門扉が破損するなどの被害が生じており、先述と同様に市民へ影響を及ぼすことが懸念されることや、敷地内や近隣住宅へ容易に侵入できる状態になっていることから、早急かつ確実に補修する対応が必要となっている。

今回の事案については、上記のとおり、市民等の安全確保のために、一刻も早く補修する必要があることから、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱(昭和 39 年 9 月 28 日局長決)」の「1(4) 災害時における対応のため、緊急に発注する必要があるもの」に該当すると判断し、急施工事として施行するものである。

なお、本工事にかかる業者選定については、大阪市発注の契約において、防球ネットフェンス工事の入札参加実績のある業者の計 19 者を調査し問い合わせたところ、7 者から見積の回答を得た。そのうち、最も見積もり額の低い上記業者を選定した。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

5 担当部署

水道局工務部施設課(電話番号 06-6616-5551)